

# 商品概要ご説明書

1 / 2 頁

(平成 24 年 10 月 1 日現在)

1. 商品名	・新総合口座「カタクリのはな」
2. 通帳種類	(1) 2科目型 (普通預金、定期預金) (2) 3科目型 (普通預金、定期預金、貯蓄預金) * 普通預金には利息の付く普通預金と利息の付かない決済用普通預金があります。
3. ご利用いただける方	・個人で下記のいずれかの条件を満たす方 (1) 給与振込のご指定 * お客様の通帳摘要欄に「給与振込」と表示される場合に限りです。 (2) 公的年金振込のご指定 (3) 当行の住宅ローンのご利用 (4) 次のうち3項目以上の自動支払をご指定 (電気、電話、水道、ガス、NHK、クレジット) * 上記の公共料金をクレジット会社を通してお支払いされる場合は、その内容にかかわらず「クレジット」としてお取扱いいたします。
4. 期間	① 普通預金 普通預金または決済用普通預金の商品概要説明書をご覧ください。
5. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	② 定期預金 総合口座にセットできる定期預金は以下の通りです。商品内容はそれぞれの商品概要説明書をご覧ください。 ア. スーパー定期預金 イ. 大口定期預金 ウ. 期日指定定期預金 エ. 変動金利定期預金 オ. 利息分割受取型定期預金
6. 払戻方法	
7. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	③ 貯蓄預金 貯蓄預金の商品概要説明書をご覧ください。
8. 中途解約時の取扱い	
9. 手数料	普通預金に係る手数料の優遇 (1) 当行ATMの時間外手数料を無料とします。 (2) 他行ATMの利用手数料を無料とします。(時間外手数料は有料) (3) 当行ATMから振替えによる振込手数料を50円割引(消費税込み)します。 * 上記、(1)と(2)の無料のお取扱いは(1)と(2)の合計が月に10回までです。10回を超えた分は有料になります。
10. 適用金利	(1) 普通預金 通常の普通預金利率よりも高い金利を適用します。 ただし、決済用普通預金には利息が付きません。 (2) 定期預金 (預入期間が1年以上の場合) ① 300万円以上 500万円未満 … 店頭表示利率 + 0.03% ② 500万円以上 1,000万円未満 … 店頭表示利率 + 0.04% ③ 1,000万円以上 … 店頭表示利率 + 0.05% (3) 貯蓄預金 通常の貯蓄預金と同様の金利を適用します。

11. 自動融資 (当座貸越)	普通預金の残高が不足した場合は、定期預金を担保に自動融資いたします。 お借入れ限度額：定期預金の90%、かつ、500万円以内 お借入れ利率：担保になる定期預金利率+0.5% *その他に国債を担保にした自動融資もご利用いただけます。 利息の決算は普通預金と同時（毎年2月と8月の当行所定の日）です。
12. 付加できる特約事項	・普通預金と貯蓄預金との間で資金を移動させるスウィングサービスの取扱いができます。
13. 税金	・利息に対して、源泉分離課税 20%（国税15%、地方税5%） ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、復興特別所得税が追加課税され、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。 ・マル優の取扱いができます。
14. 金利情報	・金利は、店頭のコピーボードに表示しています。
15. その他参考となる事項	・条件を満たすお取引がなくなり、当行所定の期間を経過した場合は「カタクリのはな」の登録を解除させていただきます。その場合は、手数料や金利等「カタクリのはな」としての優遇は受けられなくなります。 ・登録が解除されると、その後お取引条件を満たした場合でも再度申込が必要になります。 ・条件の判定は当行所定の基準によります。 ・本預金は預金保険制度の対象ですが、全額が保護の対象ではなく、預金保険の範囲内で保護されます。 ・なお、決済用普通預金は預金保険法に定める「決済用預金」に該当するため、預金保険により全額が保護の対象となります。
16. 当行が契約している指定紛争解決機関	・一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772